



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	海はだれのものか : 百年戦争前夜における英仏の海域支配
Author(s)	花房, 秀一
Citation	境界研究, 15, 33-50
Issue Date	2025-03-31
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.15.33
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95056
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_02.pdf, 本文



〔論文〕

海はだれのものか

—— 百年戦争前夜における英仏の海域支配 ——

花房 秀一

はじめに

中世の人間にとって海域世界は異界であり、高潮等の自然災害をもたらし、また海賊や敵国の軍が上陸して侵入してくる境界地域として認識されていた⁽¹⁾。例えば、12世紀の歴史家ヘンリ・オブ・ハンティングドンは、『アングル人の歴史(*Historia Anglorum*)』の中で、11世紀のイングランド、デンマーク、ノルウェーの王であったクヌート(在位1016–1035年)が、潮が満ちてくる中、椅子を海辺に置くよう命じ、海に向かって「汝は我が支配下にある。なぜなら私が座っているこの土地は、私のものだからだ。そして、私の支配に抵抗して無事に済んだものはいない。それゆえ汝に命ずる。わが領地に潮が満ち上がるな。また、汝の主人の衣服や手足を濡らすなどんでもないことだ」と言ったというエピソードを記している。ここに描かれているのは、しっかりと大地に置かれた玉座に座り、農耕的な陸地と外界である海を明確に区別し、海からもたらされる破壊的な悪意から土地を守る強力な王の姿である⁽²⁾。

法的にも、海は陸地とは異なる空間として認識されていた。ローマ法では、海は「すべての人々の共有財産であり、利用に供されるべきであると宣言されたもの」と規定されていた⁽³⁾。すなわち、海は「誰のものでもないもの(*res nullius*)」あるいは「誰の領土でもない(*nullius territorium*)」という性質を持っていた。この海の共有財産かつ無主物という性質は、中世にも受け継がれた。ニコラス・A・M・ロジャーは、中世において海は「文明社会の境界を越えた無法地帯」であったと主張した⁽⁴⁾。

しかしこの様な海の特質は、13世紀頃に始まる海運を用いた流通の発達によって次第に

(1) Frédérique Laget, “La perception de la mer en Europe du nord-ouest (Moyen Âge, XIII^e -XVe siècle)”, in Michel Balard, ed., *The Sea in History: The Medieval World* (Woodbridge: Boydell Press, 2017) p. 25.

(2) Jan Rüdiger, “Medieval Maritime Politics: Some Considerations,” in *The Sea in History*, pp. 34–35.

(3) René Josué Valin, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance de la marine du mois d'août*, t. II (La Rochelle: Jérôme Legier. Imprimeur du Roi, 1760, 1766) p. 571.

(4) Nicholas A. M. Rodger, *The Safeguard of the Sea* (New York: W.W. Norton, 1998) p. 79.

曖昧なものとなり⁽⁵⁾、王権や地域権力の拡大も相まって、中世後期には様々な諸勢力によって海に対する支配権の要求がなされるようになった。

例えば、12世紀後半の所謂「アンジュー帝国」の成立以来、イギリス海峡からビスケー湾に至るフランス沿海部は「イングランドの海(mer d'Angleterre)」と呼ばれ、プランタジネット王権の影響下に入るようになった。イングランド諸王は、その海域で起こる紛争を排他的に処理していたと考えられているのである。

この状況は、1202年に始まるフランス王フィリップ2世(在位1180–1223年)によるイングランド大陸領への侵攻によって一変した。13世紀前半におけるフィリップ2世及びその息子ルイ8世(在位1223–1226年)によるフランス北西部のノルマンディ地方、中西部のアンジュー・メーヌ・ポワトゥ各地方の征服は、「イングランドの海」を分断し、以後、英仏両王権はフランス沿海部で起こる様々な紛争に対して、各々裁判権を主張して争うようになった。

特に1292年から翌1293年にかけて、ノルマンディの商船と英領ガスコーニュの都市バイヨンヌの商船間で起こった海上紛争は、英仏両王権間の紛争処理の綻れから、ガスコーニュ戦争(1294–1303年)と呼ばれる武力紛争に発展することになった⁽⁶⁾。筆者はすでに別稿で、ガスコーニュ戦争勃発に至る英仏両王権間の外交交渉の分析から、フランス沿海部の主権や海事裁判権をめぐる争いが、この戦争の本質的な原因であったと考察した。また同戦争終結後の1306年に、英仏間の海上紛争解決のためにモントルイユ裁判集会が開催されたが、海域支配に対する英仏間の認識の差から、結局は失敗に終わった⁽⁷⁾。すなわちこの時期、英仏の間に広がる海域では、旧来の「イングランドの海」全体の支配権を固守しようとするイングランド王権と、海を陸上の延長と捉え、フランス王国沿海部の裁判権を主張するようになったカペー王権の海上主権をめぐる対立が起こっていたのである。

そこで本稿では、1)海に対する中世の領主権について整理し、2)イギリス海峡や大西洋沿岸部で起こった海上紛争について検討する。その上で3)百年戦争の直前に起こった英仏

(5) 例えば、Michel Mollat, *Le commerce maritime normand à la fin du Moyen Âge* (Paris: Plon, 1952)を参照。

(6) ガスコーニュ戦争は、しばしば王国統一を目指すカペー王権の政治的意図が強調されてきたため、歴史上、英仏百年戦争(1337–1453年)の前哨戦、あるいは中世後期へと向かう過渡期として位置づけられてきた。Malcolm Vale, *The Origins of the Hundred Years War ; The Angevin Legacy 1250–1340* (Oxford: Clarendon Press, 1990). そのため同戦争自体の勃発要因の多様性や、その政治的重要性は看過されてきた傾向がある。ガスコーニュ戦争およびその前後の期間の英仏関係については、以下の論考が挙げられる。Yves Renouard, “Les papes et le conflit franco-anglais en Aquitaine de 1259 à 1337”, *Mélanges d'archéologie et d'histoire publiés par l'École française de Rome*, Paris, 1934, pp. 258–292; Réimprimé dans *Études d'histoire médiévale* (Paris: Publications de la Sorbonne, 1968) t. II, pp. 911–934 ; Jean-Paul Trabut-Cussac, *L'administration anglaise en Gascogne sous Henry III et Édouard 1er de 1254 à 1307*, (Paris: Droz, 1974).

(7) 花房秀一「13世紀英仏間の海上紛争とガスコーニュ戦争：海域世界における裁判権をめぐる」朝治啓三、渡辺節夫、加藤玄編『＜帝国＞で読み解く中世ヨーロッパ：英独仏関係史から考える』ミネルヴァ書房、2017年、127–146頁；「イングランドの海」とモントルイユ裁判集会『エクスラシス：ヨーロッパ文化研究』12号、2022年、1–19頁。

間のサン・サルドス戦争(1324年)とそれに伴う海上紛争を検討することで、中世の英仏両王権の海上主権の問題について考察を行うこととする。

また本論に入る前に、本稿で扱う主権の概念について整理しておく。史料上、sovereignete等で表記される主権(仏語：souveraineté、英語：sovereignty)は、近代以降用いられる排他的あるいは一元的な権力や支配権を意味するものではない。中世の主権概念はローマ皇帝の権威から派生し、カロリング朝を通じて神聖ローマ皇帝に引き継がれた。トマス・クリスティアン・ヘイブル-ホルムによれば、中世の主権とは、皇帝がキリスト教世界のすべての王たちに対して、裁判権とその権威を有することを意味していた。13世紀以降、それまで皇帝に独占されていた主権は、西欧諸国の各王権の伸長と共に次第に分散していった。例えばフランス王は、1202年に教皇インノケンティウス3世によって、フランス王国内の世俗的な事柄に関しては、フランス王に優位する者はいないと宣言された⁽⁸⁾。従って英仏両王権によって争われた「イングランドの海」における主権は、上位者のいない最終的な裁判権とその権威を意味していた。また理論上、中世の主権は上訴を通じて、地域内で競合する聖俗の様々な領主裁判権を内包する概念であったため、この点でも近代的な主権とは明確に異なっていた。

1. 中世の沿岸領主権

港湾(port, harbour)は、陸上と海域世界をつなぐ結接点である。中世ヨーロッパにおいて、この港湾及びその付属地域は様々な機能を有していた。例えば、港湾地域は漁船や商船の避難場所や停泊地であり、また人や物の流通の拠点、造船や修理、税の徴収地等、様々な機能を有していた。さらに港湾は複数の人々の活動の場であるため、諸権力(王権、諸侯、貴族、教会、自治都市等)によって管理・監督される空間であった。港湾利用者の安全と財産、港湾で行われる経済活動の健全性、また港湾がもたらす税収等を確保するため、通常はそれら諸権力の役人が、港湾の治安、課税、安全等に関する問題を扱っていた⁽⁹⁾。

マティアス・トランシャンによれば、中世フランスでは、港湾地域の支配権を意味する沿岸領主権(seigneurie rivagière)は、11世紀に本来王が持っていた港湾に対する権限が解体され、より広範囲に分散されたことによって誕生した。沿岸領主権拡散の程度は、地域によって異なっていた。例えばフランドルでは、沿岸地域に対して、伯の権力が一定の権限

(8) Thomas K. Heebøll-Holm, *Ports, Piracy and Maritime War, Piracy in the English Channel and the Atlantic, c. 1280–c. 1330* (Leiden/Boston: Brill, 2013) pp. 183–184. また一般的に、中世の史料では、iurisdictio (裁判権)という用語は、dominium (支配)やimperium (皇帝権)と同義語として扱われていた。Francesco Maiolo, *Medieval Sovereignty* (Delft: Eburon B. V., 2008) p. 143.

(9) Mathias Tranchant, “Defining Jurisdictional Frameworks for Maritime and Coastal Activities: The Example of the Atlantic Ports of the Kingdom of France in the Second Half of the Middle Ages,” in Ana María Rivera Medina, ed., *Ports in the Medieval European Atlantic: Shipping, Transport and Labour* (Woodbridge: Boydell Press, 2021) p. 6.

を維持していた。フランドル伯は沿岸平野の改良や海岸線の防衛を監督し、都市の創設や発展を奨励していた。一方、ピカルディ沿岸部はブローニュ伯とポンティユ伯の支配下に入り、後者はその権利の一部をサン・リキエ、サン・ジョス、サン・ヴァレリの各修道院およびエタープル、モントルイユ、アブヴィル等の諸都市と共有していた⁽¹⁰⁾。

ノルマンディでは、諸侯の権力は沿岸地域全体に対して一定の優位性を保持していた。1204年以前、セーヌ川下流地域を除いた20ほどの港湾のうち、12の港湾はノルマンディ公の領地の一部であった。しかし、ノルマンディ公はしばしば司教(ルーアン、バイユー)、修道院(フェカン、ボシュヴィル、モンティヴィリエ、グレスタン、サン・ヴァンドリル、ジュミエ、ヴァラス、カン、モン・サン・ミシェル)、公領内の上級貴族(ウー伯、タンカルヴィル伯、ベッサン副伯)、下級貴族、都市(ディエップ、ルーアン、カン等)と権限を共有していた⁽¹¹⁾。

ブルターニュでは、当初、海岸は沿岸地域の領主の管轄下にあったと考えられている。例えば、ナント伯やコルヌアイユ伯、ロアン、レオン、ダウラス、ペンティイ・ブル、レイスの各バロン領、そしてコルヌアイユ、カンペール、レオン、サン・ブリユー、サン・マロの各司教等が挙げられる。しかし、13世紀以降、ブルターニュ伯が難破船の権利(*droit debris*)や港湾税からの収益を狙ったため、諸侯の権力は大幅に拡大した。ピエール1世(在位1213–1237年)とジャン1世(在位1237–1286年)の治世下で、レオン副伯領は解体され、領主層は海岸沿いの権利を放棄した⁽¹²⁾。

フランス西部の沿岸地域では、ラ・ロシェル、リブルヌ、ボルドー、バイヨンヌといった少数の都市を除いて、沿岸領主権は多数の領主や地元の教会に分散されており、英仏両王権は、それぞれそれら沿岸領主層を自らの権力下に置こうと努めていた。またモレオン家とトゥアル副伯家は、ロワール川とジロンド川の間に広大な領域を形成していた⁽¹³⁾。

沿岸領主が有する管轄区域は、港湾が持つ空間の特殊性によって規定されていた。港湾

(10) Ibid., p. 7.

(11) Gilduin Davy, “*Consuetudines maris et maritimas consuetudines: les coutumes maritimes en Normandie à la lumière des chartes ducales (fin X^e-milieu XII^e siècle)*”, *Les annales de droit*, I, 2007, pp. 91–110; Lucien Musset, “Les ports en Normandie du XI^e au XIII^e siècle: esquisse d'histoire institutionnelle”, dans *Autour du pouvoir ducal normand, X^e-XII^e siècles*, Lucien Musset, Jean-Michel Bouvrin and Jean-Marie Maillefer, éd., *Cahier des Annales de Normandie*, XVII, 1985, p. 120.

(12) Jaques Kerhervé, *L'État breton aux 14^e et 15^e siècles: les ducs, l'argent et les hommes* (Paris: Maloine, 1987) pp. 674–676; Alain Gallicé et Laurence Moal, “Les brefs de Bretagne: un exemple de réglementation publique en réponse aux risques maritimes dans le duché de Bretagne (XII^e-XV^e siècles)”, *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, 119(2), 2012, pp. 84–88; Brice Rabot, *Les structures seigneuriales rurales. Bretagne méridionale (XIV^e-XVI^e)* (Rennes: Presses Universitaires de Rennes) 2017.

(13) Robert Favreau, “La côte du Bas-Poitou aux XIV^e et XV^e siècles” dans *Les Vendéens et la mer; de la grande pêche au Vendée Globe, Proceedings of the Conference held at Les Sables d'Olonne*, 20–22, September 2007, (La Roche-sur-Yon: Centre Vendéen de Recherches Historiques, 2008) pp. 96–99.

地域は、潮が到達しない領域である潮上帯(supralittoral zone)、潮の干満の範囲内の領域である潮間帯(intertidal zone)、干潮時でも海面下にある潮下帯(infralittoral zone)の3つの異なる空間的要素から構成されている。これらの構成要素がそれぞれ誰の管轄権に属していたのか、またその所有者が港湾地域においていかなる権利を有していたのかを確定することは、時代や地域によって様々であるため、非常に困難である。例えばノルマンディでは、下級裁判権しか保有していない領主は、潮間帯に管轄権を持たず、潮上帯を越えて自身の権限を行使することはできなかった⁽¹⁴⁾。潮間帯に管轄権を有するのは上級裁判権を持つ者だけに限られていた。この場合、潮間帯とは、17世紀の法学者エティエンヌ・クレイラックが著した『海の習慣と慣習法(*Us et coutumes de la mer*)』によれば、「海岸、または馬に乗った男が槍の先端を使って進むことができる範囲であり、ノルマンディの慣習法では *varech* と呼ばれている。その先にある海では領主は権利を持たない」とされていた⁽¹⁵⁾。

一般原則として、潮間帯の外側の地域である潮下帯に関しては、『海の習慣と慣習法』に記されている通り、沿岸領主は権限を持っておらず、公海としてすべての者が共有できる公共空間であった。またガスコーニュでは、ガロンヌ川、ドルドーニュ川、ジロンド川の水域は公共の場であり、1274年には、ボルドー司教区の住民に自由に漁業と航行を行う権利が与えられた⁽¹⁶⁾。また1424年には北フランスの都市であるモントリユとエタープルの間で、共有物としての海や港湾の利用に関する訴訟が争われた。この裁判では「海と港は公共の空間であり、誰もが漁業や商売を自由にできるが、場所や習慣、土地や国の必要に応じて、共有の権利を制限できる」という結論が下された⁽¹⁷⁾。

しかし海が共有物である以上、公有地の管理者として、王権や諸侯は自領民が頻繁に利用する海上空間の安全を確保する責任を負っていた。例えば、16世紀の法学者クリストフ・ド・ボワジュランは、ブルターニュ公の管轄権は、海岸から30リーグ(約55km)にわたる広大な海洋空間に及んでいたと指摘している⁽¹⁸⁾。百年戦争の終結に伴い、王権が主要な諸侯領を併合していった結果、中世末期以降、潮下帯における管轄権は次第に王権に集中していった。1497年、フランス王の海事裁判所で国王弁護士の1人が「国王だけが、スロイスからガリシアのサンティアゴまで、海上の管轄権を有する」と主張したことは、沿岸領主権が最終的に王権の下に統合されたことを示唆している⁽¹⁹⁾。

(14) Joachim Darsel, “Seigneuries maritimes de Bretagne”, *Bulletin philologique et historique, année 1966*, 1968, p. 35.

(15) Estienne Cleirac, *Us et coutumes de la mer, divisées en trois parties. I. De la navigation. II. Du commerce naval, & contracts maritimes. III. De la juridiction de la marine. Avec un traité des termes de Marine, & reglemens de la navigation des fleuves & rivières* (Bordeaux: G. Millanges, 1671) p. 114.

(16) Tranchant, “Defining Jurisdictional Frameworks,” pp. 10–11.

(17) *Ibid.*, p. 11.

(18) Joachim Darsel, “Seigneuries maritimes de Bretagne”, pp. 36, 41–42.

(19) Tranchant, “Defining Jurisdictional Frameworks,” p. 12.

2. 13世紀末から14世紀初頭の英仏間海上紛争

前章で述べた様に、港湾に付属する潮間帯までの海域は、港湾を管理する沿岸領主の管轄下にあったが、その外側の広大な海域については、公共空間の管理者として各国の王や諸侯がそれぞれ主権を主張していた。特にイングランド王は、12世紀後半に北フランスのノルマンディから、フランス南西部のガスコーニュに至るフランス沿岸部の大部分を占める広大な地域を獲得し、イギリス海峡からビスケー湾に至る海域を「イングランドの海」と称して同海域を支配した。しかし13世紀のカペー王権の拡大に伴って、イングランド王はガスコーニュ以外の大陸領を失い、同世紀末以降、同海域は英仏両王権がそれぞれ主権を主張し競合する「境域」となったのである⁽²⁰⁾。そこで本章では、13世紀末から次第に英仏間で懸念となっていた両国間の海上紛争とその処理方法について考察する。

2.1 中世の海事法と同害報復

エミリ・ソーマー・タイが指摘しているように、中世の海上紛争とその解決は、「共通の地域全体にわたって競合する法体系が運用されている」という「法の多元主義」によって解決されていた⁽²¹⁾。

すなわち、海は複数の勢力が競合する境域であったため、海上紛争では、当事者は自身の身分や状況に応じて、いくつかの法的機関の中から1つないし複数を選択し、紛争処理を行うことができた。具体的には、沿岸領主の裁判所や都市裁判所、あるいは国王裁判所や国王顧問会等が挙げられる。裁判権の競合により、通常の裁判所で処理できない場合は、後述する「辺境の法」の手続きに従って、当事者間の交渉によって紛争を解決することもできた。

裁判では、原告と被告双方の帰属先が同じ地域であれば、国内法が適用された。しかし海上紛争は、しばしば帰属先の異なる商船間で起こっていた。そのためイングランドでは、慣習法のような特定の国や地域の法は、外国人を当事者とする場合、紛争解決の拠り所とするには不適切であると考えられていた⁽²²⁾。

海上で起こる問題に対して、特にイングランドで主に用いられたのは、商慣習法(Lex Mercatoria)と、主に商品輸送と船主、水夫、商人間の関係を規定したオレロン海法(Rôles Oléron)であった。双方とも、14世紀初頭には成立していたが、その原型は12世紀あるいは13世紀初頭に遡ると考えられている⁽²³⁾。

(20) 本稿では複数の権力体が競合する地域のことを境域と表記する。F.L. Cheyette, "The Sovereign and the Pirates, 1332", *Speculum*, 45, 1970, p. 54, pp. 59–67; Daniel Heller-Roazen, *The Enemy of All: Piracy and the Law of Nations* (Cambridge: Zone Books, 2009) pp. 62–68.

(21) Emily S. Tai, "The Legal Status of Piracy in Medieval Europe," *History Compass*, 10, 2012, p. 839.

(22) Robin Ward, *The World of the Medieval Shipmaster* (Woodbridge: Boydell Press, 2009) pp. 11–12.

(23) Heebøll-Holm, *Ports, Piracy and Maritime War*, p. 128.

フレデリック・ポロックとフレデリック・ウィリアム・メイトランドによれば、商慣習法は13世紀からコモン・ローとは別個の法体系を形成し、主に商人間や商取引の紛争で用いられていた。それゆえに、同法は刑法に関わる問題では適用されなかった。当時、商慣習法は成文化されていない慣習法であったが、一般に商人たちはこの法に慣れ親しんでおり、商人が集まる週市や年市の期間に用いられた。また商慣習法はイングランドだけではなく、全キリスト教世界で通用する国際法(*ius gentium*)でもあったと考えられている。なぜならポロックによれば、商慣習法は恐らくローマ法に由来し、元来国際的な性格を有していたからである⁽²⁴⁾。

一方オレロン海法とは、ラ・ロシェル沖に位置するイングランド王支配下のオレロン島に設置されていた海事法廷の判決記録を基に、12世紀末頃に南西フランスで編纂されたとされる海事法である。オレロン島の海事法廷設置及びオレロン海法の編纂の動機は、1152年にフランス南西部のアキテーヌ地方がプランタジネット家の所領となったことで、ガスコニュ産ワインの対英輸送が活発化したためであると考えられる。オレロン島はワイン貿易のルート上に位置し、海上で起こる様々な紛争を処理する場所として適していたのである⁽²⁵⁾。

オレロン海法も一種の国際慣習法であり、船長及び乗組員の職務、規律、雇用条件、及び健康と安全、運営、操船技術、貨物に関する問題等、船長及び乗組員の行動に関する事案に対処するために用いられた。商慣習法と同様に、オレロン海法も刑事犯罪に対処するために用いられることはなかった。従って、商慣習法もオレロン海法も、海上紛争においてしばしば問題になっていた殺人や傷害を伴う海賊行為に対処するには不十分であった。法律上、海賊行為は、他者によって不当に奪取された財産の回収が求められるという点で、債権の回収を伴う事件と同様に扱われることがあり、両法は、原告に失われた財産の返還または金銭的補償を命じる裁判で用いられることができた。しかしこの場合、訴訟は純粋に経済的な観点から判断が下されなければならず、暴力行為や殺人に関しては対処することはできなかったのである。そのため判決後も、不満を抱く原告が復讐を求めたり、被告が掠奪行為に再び手を染めたりすることもあったため、海上の安全を保障することはできなかった⁽²⁶⁾。

通常の裁判では解決までに時間がかかりすぎたり、または何らかの理由で裁判所での解決が見込めなかったりした場合、被害者は王の認可の下、自力救済的な報復行為を行っ

(24) Frederick Pollock and Frederic William Maitland, *The History of English Law*, 2nd ed., 2 vols. (Cambridge: Braunfell Books, 1968) t. 1, p. 467.

(25) Maryanne Kowaleski, "The French of England: A Maritime Lingua Franca?," J. Wogan-Browne, ed., *Language and Culture in Medieval Britain* (York: York Medieval Press, 2009) p. 104.

(26) Thomas K. Heebøll-Holm, "Law, Order and Plunder at Sea: a Comparison of England and France in the Fourteenth Century," *Continuity and Change: A Journal of Social Structure, Law and Demography in Past Societies* 32, no.1, 2017, p. 41.

た。海賊行為を受けた、または受けたと主張する人物は、自身が帰属する地域の王や諸侯に対して、加害者の出身国の人々の財産を差し押さえるよう求めることができた。また原告自身が、掠奪者の出身地域や出身者に対して、自身の財産の回収または損失の補償を求める私的な要求をすることもできた。このような手段によっても救済が見込めない場合、王は被害者に対して報復行為を許可した。報復によって得た戦利品は、被害者個人に対する未払い金の返済と見做され、非合法的な掠奪とはみなされなかったが、原則として、報復によって得られる金額は被害額を上回ってはならなかった⁽²⁷⁾。報復行為は支配者によって承認された場合にのみ正当化されるものであったが、被害を受けた船員たちは、正式な認可を待たずに自ら問題に対処することが多かった。

理論上、報復行為は自救的取戻し(reprisal)と同害報復(retaliation)の2つに分類できる。自救的取戻しとは、通常、なんらかの財産が、支払いを伴わずに違法に奪われた場合、被害者自身でその財産を回復する行為である。一方、同害報復は、失われた財産を自力で回復する行為という点では自救的取戻しと同じである。しかし同害報復は物質的損害だけでなく、不当に名誉を傷つけられた等の感情的な損害に対しても行われた報復行為であり、自身が蒙った損害相当の攻撃が加害者に対して行われた⁽²⁸⁾。理論上、自救的取戻しを行う際に暴力を用いることは禁じられていたが、その原則が守られることは稀であった。そのため個人による自救的取戻しは、しばしば同害報復へとエスカレートしていった。さらに自救的取戻しと同害報復には集団責任の概念がその根底にあったため、報復行為の対象は直接の加害者だけではなく、その家族や友人、同郷の人々にまで及ぶ可能性があった⁽²⁹⁾。

従って、自救的取戻しや同害報復は、常に制御不能な状態にエスカレートする危険性を孕んでいた。実際に、1292年から翌1293年に起こったノルマンディとバイヨンヌの商船間の海上紛争は、双方の報復の連鎖により、最終的に英仏両国間の武力紛争であるガスコーニュ戦争へと発展していった。

2.2 イングランド王による紛争解決の試み

12世紀末まで、カペー王権は海に対してあまり関心を払ってこなかった。なぜなら当時、カペー家の直轄地であったイル・ド・フランス地方はパリ盆地を中心とする内陸部に位置し、直接海域世界と接していなかったからである。イングランド王との対抗上、カペー王権が海及び港湾を戦略上の重要な拠点と見做すようになるのは、1189年に始まった第3回十字軍からであると考えられる。同十字軍では、英仏両軍は海路を通して中東に向かったが、実質的に海軍を掌握していたのはイングランド王であった。例えば、フランス王フィ

(27) Maurice Keen, *The Laws of War in the Late Middle Ages* (London and Toronto: Routledge, 1965) p. 218.

(28) Stephen C. Neff, *War and the Laws of Nations* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008) p. 123.

(29) Heebøll-Holm, "Law, Order and Plunder at Sea," p. 43.

リップ2世は、1191年7月のアッコン陥落後に帰国するが、その際、帰りの船として2艘のガレー船を提供したのはイングランド王リチャード1世(在位1189–1199年)であった⁽³⁰⁾。

13世紀初頭に、カペー王権はイングランドのジョン王(在位1199–1216年)からノルマンディ地方をはじめとするフランス北西部・中西部の沿岸地域を獲得し、イギリス海峡を挟んでイングランド本国と相対するようになった。しかし同世紀を通してカペー王権は戦略拠点としての海への関心を次第に増大させていったものの、海上で起こる商業上の問題や暴力行為に関する法整備については、あまり関心を向けていなかったように思われる。例えば1292年から1293年の海上紛争の当事者であるノルマンディでは、中世のノルマン海法は成文化されていなかった。また1200年頃に成文化された同地方の慣習法集である『最古慣習法集(*Très Ancien Coutumier*)』には、portus(港)という語は一カ所しか確認できず、1235年から1258年にかけて編纂された『世俗法廷におけるノルマン法大全(*Summa de legibus Normannie in curia laicali*)』では、portusについて書かれた箇所は存在しないのである⁽³¹⁾。

一方、12世紀後半に「イングランドの海」を支配し、オレロン海法が形成されていたイングランドは、海上紛争解決の試みに関しても、フランスに先んじて着手していた。

1276年、イングランド王エドワード1世(在位1272–1307年)は、ガスコーニュ地方の都市バイヨンヌと五港市(*Cinque Ports*)⁽³²⁾の船員間で起こっていた紛争を解決するために、和解交渉を開始させた。各当事者から2名ずつ代表が選出され、国王役人の仲介の下、和解と将来の紛争防止に向けた交渉が行われた。この二者間交渉の合意は、エドワード1世によって1277年1月7日に批准され、以後、イングランド王による海上紛争解決の1つのモデルになったとされている⁽³³⁾。

この合意では、初めにこれまでの強盗、不正、犯罪、殺人、傷害はすべて批准の日付をもって無罪放免となり、その日から両当事者は平和を維持し、擁護することを誓う大赦宣言が行われた⁽³⁴⁾。残りの条項は、将来の犯罪や平和の破壊について規定していた。殺人事件の場合、犯人だけでなく、犯人を擁護または支援した者も死刑に処された。傷害事件の場合は、加害者はその傷を負わせた手を切断された。

犯人の逮捕に関しては、船長または負傷者とその仲間は、犯罪者が隠れていると思われる船であれば、自由に捜索することができた。債務の未払いに関しては、それが支払われるまで、船上でも陸上でも、債務者は他の人々と交流を持つことを禁止された。脅迫や強

(30) Henri Legohérel, “Capétiens et Plantagenêts à l’épreuve de la suprématie maritime”, in *The Sea in History*, pp. 498–499.

(31) Musset et al., “Autour du pouvoir ducal normand X^e-XII^e siècle”, p. 113.

(32) イングランド南東部の港市による軍事・貿易を目的とした連合体。この名称は、同連合体発足の起源となったヘイスティングス、ニューロムニー、ハイス、ドーバー、サンドイッチの5つの港市に由来している。

(33) Heebøll-Holm, *Ports, Piracy and Maritime War*, p. 195.

(34) Eugène Goyheneche, *Bayonne et la région bayonnaise du XII^e au XV^e siècle* (Bilbao: Universidad del País Vasco, 1990) p. 533.

盗に関しては賠償金が科され、加害者は支払いが完了するまで乗船や町への立ち入りが禁止された。海賊行為が行われた場合は、バイヨンヌも五港市も海賊を保護することを拒否し、海上でその海賊を追跡しなければならないと定められた。ただしイングランド王から私掠状を得ている者は、この対象から除外された。

バイヨンヌと五港市間で不和が生じた場合は、集団報復を開始する前に、互いに40日間の退去猶予を与える義務が定められた。この目的は、報復が始まる前に罪のない人々が避難する時間を与え、私的な争いに巻き込まれないようにするためであった⁽³⁵⁾。

この様に1277年の合意は、体罰を含む同害報復の性格を有している。一方、1305年に行われた五港市とグレート・ヤーマス間の海上紛争の解決では、体罰に関する記述はなく、科される罰は賠償金等の経済的なものだけになった⁽³⁶⁾。また1311年にバイヨンヌとカステーリャ北部の港市カストロ・ウルディアレス、サンタンデル、ラレド間で起こっていた海上紛争解決の合意でも、刑罰は罰金刑が主であり、平和を乱したものはすべての財産を失い、終身刑または追放刑に処されるが、生命や身体の危険が及ぶような処罰は規定されなかった。バイヨンヌ市民による海賊行為の賠償金は、市長と市参事会の責任によって、加害者の財産没収を通じて執行されることになっていた。市長と市参事会は、何らかの理由で賠償金に見合う額を徴収できなかった場合、市の会計から支払われるよう義務づけられた。ヘイブル-ホルムは、このような身体刑から罰金刑への移行の理由は、前者のような処罰は加害者に遺恨を残し、紛争の終結に悪影響を及ぼす可能性があったからではないかと推測している⁽³⁷⁾。

2.3 英仏間海上紛争の経緯

記述の通り、イングランド王権はイギリス海峡からビスケー湾に至る海域を「イングランドの海」と称し、同海域での主権を主張していた。しかしこの海域はフランス沿岸の大部分を占めていたため、13世紀のカペー王権の伸長と共に、英仏両王権が競合する境域となっていた。

海運の発達とともに同海域で問題となったのが、掠奪行為の横行である。例えば、イングランドやビスケー湾に注ぐシャラント川流域に対して、ノルマンディ人の船団が襲撃を行ったことに対して、1282年、ノルマンディ人とバイヨンヌ人の間で平和条約が結ばれた。その際特に言及されたノルマンディの都市は、ディエップ、フェカン、エトルタ、シェフ・ド・コー、ルール、アルフルール、トゥク、カン、ウistreアム、バルフルール、シェールブル、そしてレニユヴィルの計12都市であった。ヘイブル-ホルムによれば、実際に

(35) Heebøll-Holm, *Ports, Piracy and Maritime War*, pp. 195–197.

(36) Ibid., pp.199–200.

(37) Ibid., pp. 211–213.

この時襲撃を行ったノルマンディの都市は、バルフルールとルールのみであったが⁽³⁸⁾、これらの諸都市が、ある時は単独で、またある時は共同でイングランド側に掠奪行為を行っていたと考えられるのである。

また1292年には、ブルターニュ半島の西方に位置するケメネス島において、水汲み場の使用をめぐるノルマンディ人とバイヨンヌ人の間で争いが起こった。その際ノルマンディ人の水夫の1人が殺害されたため、ノルマンディ人はイギリス海峡や大西洋で報復のためにイングランド船やガスコーニュ船を襲撃した。この紛争に際して、イングランド側は、1)イングランド王の裁判所での解決、2)英仏双方の代表会議による解決、3)教皇による仲裁の3つの案をフランス側に提示した。しかしフランス王権はこの提案のいずれも拒否し、封主の立場から、ガスコーニュ公であるイングランド王エドワード1世に対して、パリ高等法院に出頭するよう命じた。そのため英仏間の交渉は決裂し、最終的にフィリップ4世による英領ガスコーニュ没収宣言とガスコーニュ戦争勃発に至ったことは、記述した通りである⁽³⁹⁾。

1306年には、13世紀末以来山積していた数々の英仏間海上紛争の解決のために、北フランスのモントルイユにて、「辺境の法(*loi de marche*)」に則った裁判集会が開催された。「辺境の法」とは、スコットランドとイングランドの境域や、フランス王国と神聖ローマ帝国、バール伯領、ロレーヌ公領、ブルゴーニュ伯領等との境域において適用されていた紛争解決手続きである。この場合、紛争当事者双方の属する集団から1名あるいは2名ずつ選出された審査員が訴えを聴取し、行われた窃盗や暴力が正当なものであったか否かを判断し、有罪であった場合は被告に対して損害賠償を求めた⁽⁴⁰⁾。「辺境の法」は元来陸上の境域で用いられていたが、1306年のモントルイユ裁判集会では、初めて海上紛争の解決に対して適用されることになったのである。

1306年5月から6月にかけて、イングランド王エドワード1世とフランス王フィリップ4世の特使が、英仏海峡に面したモンルイユ城で会合を開き、1292年から続いていた相互の掠奪行為に関する問題の解決を図った。イングランド王とフランス王はそれぞれ聖俗から成る2人の特使を任命した。イングランド側はローマ法学者で国王付き司祭のフィリップ・マルテルと騎士ジョン・ベイクウェルを、フランス側はボワティエの副助祭エティエンヌ・ブルレと騎士ジャン・ド・ヴェールを派遣した。両王権の代表団は、双方が被った損害と損失を調査し、原告の主張が認められた場合は相応の補償が得られるようにした。また疑問が残る案件については、それぞれの王に裁定を仰ぐことになっていた。

(38) Ibid., p. 73.

(39) 詳しくは、花房秀一「13世紀英仏間の海上紛争とガスコーニュ戦争；海域世界における裁判権をめぐる」を参照。

(40) Pierre Chaplais, ed., *English Medieval Diplomatic Practice Part I, Documents and Interpretations*, 2 vols., t. 1 (London: Cambridge University Press, 2003) p. 364.

しかしこの裁判集会は、同年6月15日に、突如として中止されることになった。その日、フランス側の代表が、英仏双方の沿岸地域の現地調査を提案したことに対して、イングランド側が反対の意思を表明した。そのため英仏の代表は、一旦この提案をそれぞれの王に報告し、改めて今後の方針を決定することとなった。ところが結局、その後モントルイユ裁判集会が再開されることはなく、英仏間の海上紛争は未決のまま留め置かれることになった⁽⁴¹⁾。

モントルイユ裁判集会の失敗の原因として、「イングランドの海」での主権を維持しようとするイングランド王権と、フランス沿岸部の主権を主張し、封主の立場から海上紛争を解決しようとするフランス王権の対立があったことが挙げられる。裁判集会でイングランド側は「記憶にないほど以前から、イングランドの海とそこに位置する島々の主権を平和裏に保持して」と主張し、フランス側の侵害行為を非難した⁽⁴²⁾。フランス王権としては、このイングランド側の主張は認め難いものであった。

いずれにせよモントルイユ裁判集会の失敗により、英仏間の海上紛争の問題は、引き続き両王権の懸念事項として残ることになった。その後も1316年から1318年に、また1323年から1325年にかけて、再びノルマンディの商船と英領ガスコーニュの商船間の海上紛争が勃発した。そこで次章では、百年戦争の前哨戦であるサン・サルドス戦争と同時期に起こった1323年の海上紛争について検討する。

3. サン・サルドス戦争と海上紛争

3.1 サン・サルドス戦争の概要

イングランド王によるフランス南西部ガスコーニュ地方の領有をめぐる問題は、13世紀末以来、英仏両王権間の主要な問題の1つであった。1294年に開始されたガスコーニュ戦争は1303年に終結するも、同戦争で双方が失った土地や財産の賠償や返還については、1306年にモントルイユ、1311年にペリゲー、そして1313年にはパリとポワシーで交渉が行われたが、最終的な解決には至らなかった⁽⁴³⁾。この様に交渉が決裂してしまった主な原因は、英仏両王権が対等の立場ではなく、フランス王がイングランド王をガスコーニュ公として自らの封臣として扱い、協議において紛争当事者兼裁定者として振舞ったからであった⁽⁴⁴⁾。さらに1323年には、イングランド王エドワード2世(在位1307-1327年)がガスコ

(41) 詳しくは、拙稿「「イングランドの海」とモントルイユ裁判集会」を参照。

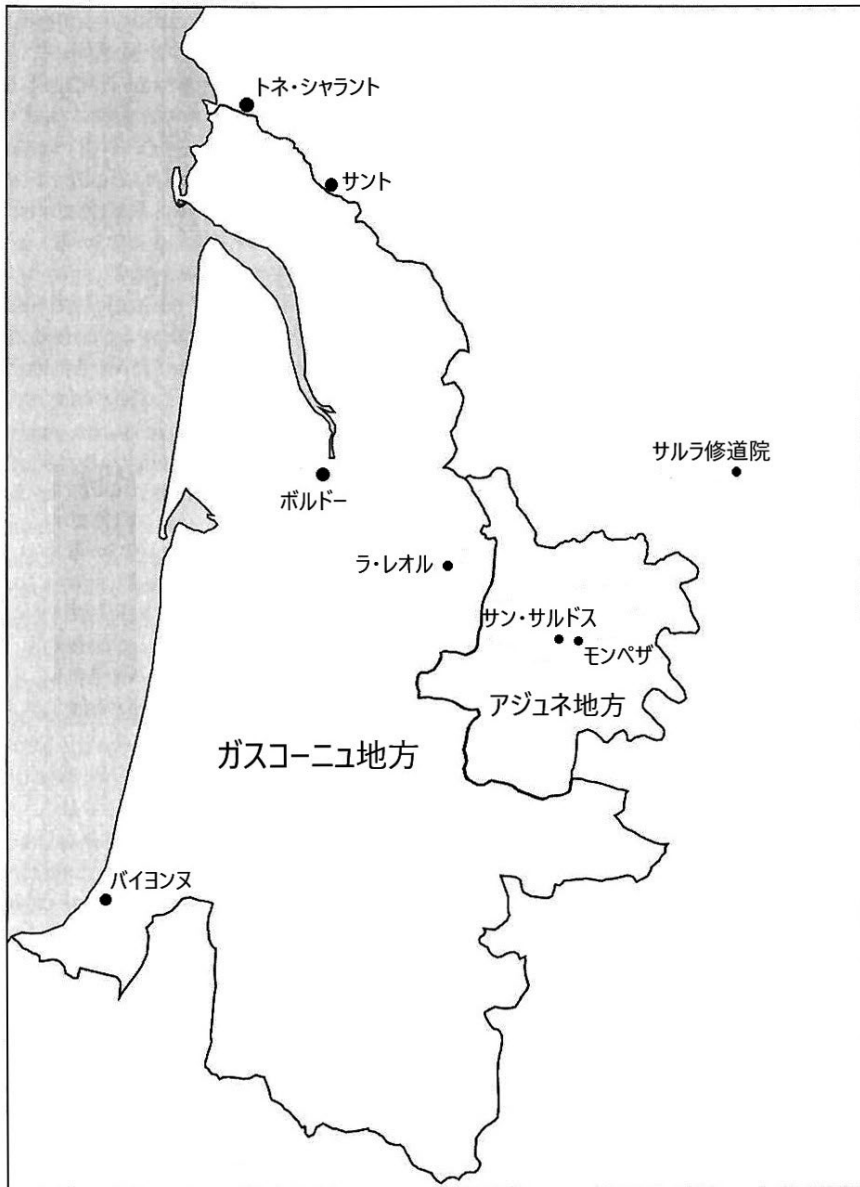
(42) 《du temps qil ny ad memoire du contraire, averoient este en paisible possession de la sovereign seignurie de la meer Dengleterre et des isles esteans en yceke》Chaplais, *English Medieval Diplomatic Practice*, I, p. 367.

(43) George P. Cuttino, *English Diplomatic Administration, 1259-1339* (Oxford: Oxford University Press, 1971) pp. 62-111.

(44) Pierre Chaplais, “Règlement des conflits internationaux franco-anglais au xiv^e siècle (1293-1377)”, in Pierre Chaplais, ed., *Essays in Medieval Diplomacy and Administration* (London: Hambledon Press, 1981) pp. 269-286.

ーニュ地方の領有に関する忠誠の誓いを延期したことに對して、フランス王シャルル4世（在位1322–1328年）は報復として、イングランド王が支配していたオレロン島を一時占領するという事件が発生した。

ガスコーニュ領有をめぐる英仏両王権の緊張が高まる中、1323年10月15日の夜、フランス南部に位置するイングランド領アジュネ地方のサン・サルドス修道院で起こった事件



図：イングランド領ガスコーニュの地図（1324年）

出所：Guilhem Pepin, ed., *Anglo-Gascon Aquitaine: Problems and Perspectives* (Woodbridge: Boydell Press, 2017) p. 51 の地図を基に筆者作成

により、事態はさらに悪化することになった⁽⁴⁵⁾。

サン・サルドスはベネディクト派修道院であり、サルラ修道院の分院であった。サン・サルドス修道院が位置するアジュネ地方は、1279年5月のアミアン条約の結果、イングランド王エドワード1世に与えられていた。しかし1311年、サルラ修道院長は、修道院とその付属施設はフランス王冠と不可分の関係にあるという特権をフランス王から与えられていると主張した。すなわち、サルラ修道院はフランス王支配下のペリゲー司教区に属していたため、分院であるサン・サルドスもフランス王に属すると訴えたのである。

さらに1317年、サルラ修道院長はサン・サルドスにバステードを建設することを決めた⁽⁴⁶⁾。その際、サルラ修道院長は、領主結合(pariage)を通じてフランス王と新たに建設するバステードの領主権を共有することに同意した⁽⁴⁷⁾。この計画は、サン・サルドス修道院がエドワード2世の直轄地であるアジュネ地方に位置していたことで、英仏間の新たな紛争を巻き起こす恐れがあった。もし修道院の門前に、新しい城塞都市が建設された場合、それはイングランド王の支配地域内にフランス王の飛び地を形成することになる。そのためこの地域の領主で、イングランド王の臣下であったモンペザ城主レイモン・ベルナルは、その建設に反対した。しかし最終的にバステードの建設は、1322年12月にパリ高等法院によって決定され、入植式は1323年10月16日に行われることとなった⁽⁴⁸⁾。前日にはフランス王家を表す百合の紋章の付いた杭が、フランス王の役人によってこの新都市の建設予定地に打ち込まれた。

しかしその夜の内に、武装した一団がサン・サルドスを襲撃し、フランス王の役人を殺害して、上述の百合の紋章の付いた杭にその遺体を吊るすという事件が起こった。フランス王権は事件の犯人をレイモン・ベルナルと、イングランド王の代官であるガスコーニュ・セネシャルのラルフ・バセットであると断定し、1324年2月3日、高等法院は2人を王国追放に処すると決定した。

サン・サルドス戦争は、同年6月10日、イングランド側がフランス王に対して、レイモン・ベルナルが所有するモンペザ城の明け渡しを拒否したことから始まった。開戦後間もなく、フランス軍はアジュネ地方を占領したものの、イングランド軍のケント伯がラ・レオルに立て籠もり、9月22日まで抵抗した。この間フランス軍内部では疫病が発生し、

(45) サン・サルドス戦争については、以下の文献を参照。Pierre Chaplais, *The War of Saint-Sardos (1323–1325): Gascon correspondence, and diplomatic documents* (London: Royal Historical Society, 1954); Vale, *The Origins of the Hundred Years War*, pp. 227–244.

(46) バステード(bastide)とは、13世紀半ばからおよそ100年間にかけて建設された一群のヨーロッパ新都市のことである。詳しくは、伊藤毅編『バステード：フランス中世新都市と建設』中央公論美術出版、2009年を参照。

(47) 領主結合とは、領主権の共有を意味する。Vale, *The Origins of the Hundred Years War*, p. 233.

(48) Chaplais, *The War of Saint-Sardos*, p. 256.

さらにはガスコニユの大部分の領主がイングランド王への忠誠を誓い続けたため、戦闘は早期に終結した。1325年8月14日に和平が宣言され、同年9月24日にはエドワード2世によって新ガスコニユ公に就任したチェスター伯エドワード(後のエドワード3世、在位1327-1377年)が、パリでフランス王に忠誠を誓うことになった。この様にサン・サルドス戦争は短期間で終結した。しかしその後、戦後処理をめぐって領土の返還や補償を求める訴えが数多く提起され、同戦争は百年戦争勃発の一因となったのである⁽⁴⁹⁾。

3.2 サン・サルドス戦争に伴う海上紛争の解決

サン・サルドス戦争勃発に先駆けて、海上においても英仏間の紛争が問題となっていた。フランス王シャルル4世は、1323年12月23日付で、当時ノルマンディ人とバイヨンヌ人の間で起こっていた海上紛争に関して、一方の紛争当事者であるバイヨンヌ人に対して召喚状を発給した。この召喚状では、シャルル4世が自身の国王役人であるポワトゥ＝サントンジュのセネシャルと、その下級役人である2人のセルジャンに対し、バイヨンヌ人がノルマンディ人の船員を攻撃し、休戦協定に違反したとして、加害者をサントに召喚するよう通知していた。そのためシャルル4世は、ノルマンディ人の訴えの詳細を調査し、違反者を処罰し、その財産を差し押さえるようセネシャルとセルジャンに指示した。

この召喚状に対して、1324年1月にガスコニユ・セネシャルであるラルフ・バセットは、シャルル4世の使者に対して、ノルマンディ人の主張とは反対に、ノルマンディ人の掠奪行為が原因で海上紛争が発生したと述べた。バセットは、1323年にトネ・シャラントで、ノルマンディの船員がバイヨンヌ人の商船を掠奪し、バイヨンヌ人の船員たちは、商品や船がフランス王の保護下にあったにも関わらず殺されたと主張した。

それでもバイヨンヌ人は、ノルマンディ人との間で1318年11月に結ばれた休戦協定に従い、報復を控えていた⁽⁵⁰⁾。しかし、バセットは、ノルマンディ人の行為が休戦協定違反と考える人々も現れ始めていたことから、バイヨンヌ人があまり長く我慢できるとは考え難いと推測した。そのため、彼はシャルル4世に、ノルマンディ人の掠奪行為を阻止するための行動を起こすよう求めたのである⁽⁵¹⁾。

シャルル4世は、このバセットの訴えに対し、1324年1月12日付で、バイヨンヌ市長と同海上紛争に関わる船長および船員が、2月7日にサントで行われる裁判に出頭するよう通知した。また同様に、該当するノルマンディ人に対してもサントに出頭するよう命じた上で、両者に対し、身体と財産を脅かしたり、争いを続けたりすることを禁じた。

(49) Vale, *The Origins of the Hundred Years War*, pp. 241-242.

(50) この協定では、50年の休戦が定められていた。さらに、休戦協定前に生じた損害について、今後一切調査を行わないこと、また、今後問題にしたり、問題を悪化させたりしないことが明記された。Thomas Rymer, ed., *Foedera, Conventiones, Literae et Acta Publica*, 4 vols. (London: J. Tonson, 1816-1869) t. 1, p. 376.

(51) Chaplais, *The War of Saint-Sardos*, no. 9, pp. 7-10.

この召喚状は1324年1月14日にバイヨンヌで公表されたが、バイヨンヌ人は、自分たちはイングランド王のみを支配者として認めているので、サントで裁判を受ける義務はないと答えた。さらに、彼らはこの召喚状はバイヨンヌの慣習に違反しており、フランス王はガスコーニュに管轄権を持たないと主張した⁽⁵²⁾。1月23日、バセットはバイヨンヌ人の出廷拒否をイングランド王エドワード2世に報告した上で、英仏両王権の代表者による解決を図るよう促した⁽⁵³⁾。2月1日、エドワード2世は、バセットとボルドー城代のアダム・リンバークに書簡を送り、バイヨンヌ人とノルマンディ人の紛争に介入し、平和を維持するために交渉するよう指示した⁽⁵⁴⁾。

以上の経緯については、ガスコーニュ戦争勃発の原因となった1292年から1293年の海上紛争との類似点が指摘できる。シャルル4世の最初の召喚状とバセットの主張からは、いずれが先に掠奪行為を行ったのかについては相違があるが、ノルマンディ人とバイヨンヌ人の間で海上紛争が勃発していたことが確認できる。シャルル4世はこの海上紛争に対して、フランス沿岸部で起こった問題であるとして、自身の裁判権を主張して両紛争当事者をサントに召喚しようとした。しかしバイヨンヌ側は、海事問題におけるイングランド王の主権を主張し、フランス王の法廷に出頭するのを拒否したのである。また2月1日付のエドワード2世の書簡は、ガスコーニュ戦争のような英仏両王権の軍事衝突を回避するために、両者の代表による解決、すなわちモントルイユ裁判集会で行われた「辺境の法」による解決を指示したものであると考えられる。

しかし同海上紛争の解決は、裁判によっても、「辺境の法」に則った交渉によっても解決されなかった。1324年6月にサン・サルドス戦争が開始されると、8月にフランス軍はガスコーニュに侵攻し、同地に駐屯していたイングランド軍を撃破した。

これを受けて同年10月には、ガスコーニュのイングランド王代理がエドワード2世に宛てて、フランス王権の主張を非難する書簡を認めている。同書簡には「フランス王の顧問官達が、あなたのガスコーニュとアジュネのセネシャル達に対して、また同じように、サン・サルドスのバステードの件に関して、当地のあなたの役人や臣民に対して、秘密裏に、偽りの証人と、あなたの敵やフランス王の役人を通して、審問を行った。そして前述の顧問官達は、あなたのバイヨンヌ市の人々に対して、陸上と海上における主権の問題で、訴訟を起こした」と記されている⁽⁵⁵⁾。すなわちサン・サルドス戦争及び付随する海上

(52) Ibid., no. 13, pp. 12–15.

(53) Ibid., no. 14, pp. 15–17.

(54) Ibid., no. 17, p. 18.

(55) «Sire, pur ce que les ministres le roi de France ont pris enquestes countre voz seneschals de Gascoigne et de Agenoys par faux tesmoigne et en secret et par voz enemiz et lours, et en mesme la manere countre voz autres ministres et subgitz de la dite terre sur le fait de la bastide de Seynt Sacerdot. Et les ditz ministres ont fait proces countre voz gentz de vostre cite de Baione sur fait de sovereignty en terre et en mier,...» Ibid., no. 68, pp. 84–85.

紛争は、フランス王権にとって「陸上と海上における主権の問題」であり、フランス王国が中世の封建的な人的結合国家から、近代的な領域国家へと発展していく過程における1つの転換点として位置づけられると考えることができるのである。

結局この問題は、イングランドの国内事情を理由に終結した。エドワード2世はイングランド内でのクーデタにより、1327年1月24日に退位した。同クーデタによって即位した新王エドワード3世は国内問題に専念するためにフランス側に譲歩し、同年9月にはイギリスにとって不利な和平協定を締結した。これによって海上紛争に関連して起訴されていたバイヨンヌ人をはじめとするアングロ・ガスコーニュ人に恩赦が与えられたものの、エドワード3世はサン・サルドス戦争及び英仏間海上紛争の賠償金として、フランス側に5万ポンドを支払うことになったのである⁽⁵⁶⁾。

おわりに

以上、13世紀末から14世紀初頭にかけての英仏間の海上紛争と海域支配について考察した。13世紀を通して海への関心が高まる中、英仏の船舶間の海上紛争をいかに解決するのが、次第に英仏両王権の課題となっていく。イングランド側は「イングランドの海」における排他的な主権を主張しつつも、実際の海上紛争の解決に当たっては、「辺境の法」等の多様な紛争解決方法を提示した。一方フランス王権は、海事問題に関して一貫してイングランド王の封主として振舞い、1324年10月の書簡にあるように「陸上と海上における主権」を主張して、自身の裁判権による解決を主張した。このような両者の態度は13世紀末から14世紀の第一四半世紀にかけて起こった英仏間海上紛争において一貫して変わらず、この時点において有効な海上紛争解決の方法は、両王権間で確立されることはなかった⁽⁵⁷⁾。

サン・サルドス戦争後、英仏間の海上紛争を「辺境の法」等を用いた平和的な交渉によって解決することはさらに困難になっていた。なぜなら1337年以後、英仏百年戦争が開始され、英仏両王権は軍事的な緊張状態に陥ったからである。

英仏間の直接交渉による海上紛争の解決が困難になる中、14世紀半ばには、英仏両王権はそれぞれ王が持つ海事裁判権を提督に委任し、海事裁判所を整備していくことになる。特にフランス王権は沿海部の主権を確立する目的で、それまでパリ高等法院や地方の国王役人に分散していた国王海事裁判権を次第に提督の下に集約し、フランス沿海部における主権を次第に確立していった。このような海事裁判所の整備を通じた海域支配の問題につい

(56) Vale, *The Origins of the Hundred Years War*, p. 248; Foedera, pp. 700–701.

(57) 一方で、英仏間交渉では失敗したものの、「辺境の法」を用いた海上紛争の解決は、当時の国際的な海上紛争解決の一例と考えられるようになっていった。例えばイングランド王は、1306年から1311年にかけてカスティーリャ人とバイヨンヌ人との間に起こった海上紛争において、「辺境の法」による訴訟手続きによって紛争を解決した。またフランス王も、1312年から1313年にかけてアラゴンとの間に起こった海上紛争を、「紛争の法」によって処理している。K. Heebøll-Holm, *Ports, Piracy and Maritime War*, p. 183.

ては、今後の課題として取り組んでいく所存である。